

平成25年第4回足寄町議会定例会議事録(第3号)

平成25年12月12日(木曜日)

出席議員(13名)

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 高橋秀樹君 | 2番 | 星孝道君 |
| 3番 | 榊原深雪君 | 4番 | 木村明雄君 |
| 5番 | 高道洋子君 | 6番 | 前田秀夫君 |
| 7番 | 田利正文君 | 8番 | 熊澤芳潔君 |
| 9番 | 井脇昌美君 | 10番 | 後藤次雄君 |
| 11番 | 川上初太郎君 | 12番 | 島田政典君 |
| 13番 | 吉田敏男君 | | |

欠席議員(0名)

法第121条の規定による説明のための出席者

| | |
|-------------|--------|
| 足寄町長 | 安久津勝彦君 |
| 足寄町教育委員会委員長 | 星崎隆雄君 |
| 足寄町農業委員会会長 | 阿部正則君 |
| 足寄町代表監査委員 | 川村浩昭君 |

足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

| | |
|-------------|-------|
| 副町長 | 田中幸壽君 |
| 総務課長 | 渡辺俊一君 |
| 福祉課長 | 櫻井光雄君 |
| 住民課長 | 寺地優君 |
| 経済課長 | 岩原栄君 |
| 建設課長 | 阿部智一君 |
| 国民健康保険病院事務長 | 對馬邦彦君 |
| 会計管理者 | 櫻井厚子君 |

教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者

| | |
|------|-------|
| 教育長 | 藤代和昭君 |
| 教育次長 | 根本昌弘君 |

農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

| | |
|-----------|--------|
| 農業委員会事務局長 | 多治見亮一君 |
|-----------|--------|

職務のため出席した議会事務局職員

| | |
|--------|-------|
| 事務局長 | 大野雅司君 |
| 事務局次長 | 阿部泰子君 |
| 総務担当主査 | 児玉壮生君 |

議事日程

- 日程第 1 議案第 106号 平成25年度足寄町一般会計補正予算(第9号) < P 3 ~ P 18 >
- 日程第 2 議案第 107号 平成25年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号) < P 3 ~ P 18 >
- 日程第 3 議案第 108号 平成25年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) < P 3 ~ P 18 >
- 日程第 4 議案第 109号 平成25年度足寄町介護保険特別会計補正予算(第2号) < P 3 ~ P 18 >
- 日程第 5 議案第 110号 平成25年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号) < P 3 ~ P 18 >
- 日程第 6 議案第 111号 平成25年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号) < P 3 ~ P 18 >
- 日程第 7 議案第 112号 平成25年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) < P 3 ~ P 18 >
- 日程第 8 議案第 113号 平成25年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号) < P 3 ~ P 18 >
- 追加日程第 1 議案第 114号 平成25年度足寄町一般会計補正予算(第10号) < P 18 ~ P 19 >
- 追加日程第 2 意見案第 7号 高規格幹線道路整備促進に関する意見書 < P 19 >
- 追加日程第 3 意見案第 8号 平成26年度畜産物価格決定等に関する要望意見書 < P 19 ~ P 20 >
- 追加日程第 4 意見案第 9号 中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める意見書 < P 20 >
- 追加日程第 5 所管事務調査期限の延期について
(総務産業常任委員会) < P 20 >
- 追加日程第 6 閉会中継続調査申出書
(文教厚生常任委員会・広報広聴常任委員会・議会運営委員会) < P 20 ~ P 21 >

午前10時00分 開議

開議宣告

議長（吉田敏男君） おはようございます。全員の出席でございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議運結果報告

議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 高道洋子君。

議会運営委員会委員長（高道洋子君） 12月11日に開催されました第4回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告します。

本日12月12日は、議案第106号から議案第113号までの平成25年度補正予算の提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

以上で報告を終わらせていただきます。

議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

議案第106号～議案第113号

議長（吉田敏男君） 日程第1 議案第106号平成25年度足寄町一般会計補正予算（第9号）の件から、日程第8 議案第113号平成25年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）までの8件を一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長、安久津勝彦君。

町長（安久津勝彦君） ただいま議題となりました、議案第106号平成25年度足寄町一般会計補正予算（第9号）から議案第113号平成25年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）まで、一括提案理由を御説明申し上げます。

補正予算つづり1ページをお願いいたします。

ます。

議案第106号平成25年度足寄町一般会計補正予算（第9号）について、御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億997万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億6,724万7,000円とするものでございます。

歳出の主な事項から御説明を申し上げます。16ページをお願いいたします。

16ページ、第2款総務費第1項総務管理費第2目基金積立金におきまして、この間いただきました寄附金と今回の補正予算の財源調整のため、財政調整基金積立金といたしまして1億2,918万3,000円を計上いたしました。

第14目企画振興費におきまして、住環境整備補助金といたしまして300万円、ふるさと銀河線の代替バスであります十勝バス帯広陸別線に対する地域間幹線系統路線維持費補助金といたしまして437万6,000円をそれぞれ計上いたしました。

20ページをお願いいたします。

20ページ、第3款民生費第1項社会福祉費第1目社会福祉総務費第20節扶助費におきまして、冬の生活支援対策費といたしまして300万円を計上いたしました。

22ページをお願いいたします。

22ページ、第5目後期高齢者医療費第19節負担金補助及び交付金におきまして、療養給付費負担金といたしまして1,312万9,000円を減額いたしました。

24ページをお願いいたします。

24ページ、第3項児童福祉費第4目へき地保育所費第15節工事請負費におきまして、行政報告いたしました螺湾保育所が螺湾小学校へ移転するための経費について、螺湾保育所新設、螺湾小学校改修工事といたしまして1,105万7,000円を計上いたしました。

26ページをお願いいたします。

26ページ、第4款衛生費第4項病院費第1目病院費におきまして、国民健康保険病院対策費といたしまして救急医療確保経費負担金など、合わせて880万4,000円を減額いたしました。

第6款農林水産費第1項農業費第5目農地費におきまして、農業体質強化基盤整備促進事業補助金といたしまして422万7,000円を減額いたしました。

28ページをお願いいたします。

28ページ、第2項林業費第1目林業振興費におきまして、森林整備地域活動支援交付金といたしまして400万円を減額いたしました。

第3目町有林管理費におきまして、森林整備事業の手数料といたしまして2,036万6,000円を減額いたしました。

第4目水源林造林事業費第15節工事請負費におきまして、作業道整備工事といたしまして3,955万9,000円を減額いたしました。

第16節原材料費におきまして、造林用苗木といたしまして1,833万5,000円を計上いたしました。

30ページをお願いいたします。

30ページ、第8款土木費第1項土木管理費におきまして、地籍調査事業といたしまして、委託料など合わせて1,367万9,000円を減額いたしました。

34ページをお願いいたします。

34ページ、第9款消防費におきまして、池北三町行政事務組合消防負担金といたしまして9,439万9,000円を計上いたしました。

第10款教育費第2項小学校費第1目学校管理費第15節工事請負費におきまして、螺湾小学校教員住宅改修工事といたしまして486万2,000円を計上いたしました。

38ページをお願いいたします。

38ページ、第5項保健体育費第2目総合体育館運営費第15節工事請負費におきまして、総合体育館下水道切替工事といたしまし

て322万4,000円を減額いたしました。

第3目温水プール運営費第15節工事請負費におきまして、温水プール下水道切替工事といたしまして600万6,000円を減額いたしました。

以上で歳出を終わり、次に歳入について申し上げます。

8ページにお戻りください。

8ページ、第1款町税におきまして、個人町民税といたしまして1,934万7,000円を計上いたしました。

第14款国庫支出金におきまして、地域の元気臨時交付金といたしまして、臨時地方道土地区画整理街路分として、合わせまして9,394万4,000円、中学校分として1,490万円を計上し、それぞれ町単独事業の財源として充当をいたしました。

10ページをお願いいたします。

10ページ、第15款道支出金におきまして、それぞれ事業費見合いの補助金、交付金等を計上、さらには減額をいたしております。

12ページをお願いいたします。

12ページ、第17款寄附金におきまして、この間、高橋サチ子様、原安正様、沼田信二様からいただきました寄附金をそれぞれ計上をいたしました。原安正様からいただきました寄附金につきましては高齢者等複合施設整備事業に充当させていただきました。また、高橋サチ子様、沼田信二様からいただきました寄附金につきましては、歳出で御説明いたしました。財政調整基金積立金として計上をさせていただきました。

第20款諸収入第5項雑入第4目水源林造林事業収入におきまして、2,152万4,000円を減額いたしました。

14ページをお願いいたします。

14ページ、第21款町債第1項町債第1目土木債におきまして、地方道路等整備事業債といたしまして1,800万円を減額いたしました。

第3目過疎対策事業債におきまして、西足寄浄水場内排水管改修事業債、高齢者等総合支援事業債など、増額、減額合わせて3,870万円を計上をいたしております。

第4目緊急防災減災事業債におきまして、消防施設整備事業債といたしまして1億460万円を計上いたしました。

以上が歳入の主な事項でございます。

4ページへお戻りください。

4ページ、第2表におきまして、繰越明許費4件をお願いをいたしております。また、第3表地方債補正、廃止1件、変更2件をお願いいたしました。

以上で、平成25年度足寄町一般会計補正予算(第9号)の説明を終わらせていただきます。

次に、特別会計について御説明を申し上げます。

41ページをお願いいたします。

41ページ、議案第107号平成25年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について、御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,625万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,703万9,000円とするものでございます。

歳出から御説明申し上げます。

50ページをお願いいたします。

50ページ、第2款保険給付費第2項高額療養費第1目一般被保険者高額療養費におきまして、高額療養給付費負担金といたしまして408万1,000円を計上いたしました。

第3款後期高齢者支援金等第1項後期高齢者支援金等第1目後期高齢者支援金におきまして、後期高齢者支援金負担金といたしまして1,046万5,000円を計上をいたしました。

次に、歳入について御説明申し上げます。

46ページへお戻りください。

46ページ、第3款療養給付費等交付金におきまして、1,058万5,000円を計上いたしました。

第8款繰入金におきまして、財政安定化支援事業繰入金といたしまして219万1,000円を、一般会計繰入金といたしまして415万円を計上いたしました。

次に、55ページをお願いいたします。

55ページ、議案第108号平成25年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ104万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,364万2,000円とするものでございます。

歳出から申し上げます。

64ページをお願いいたします。

64ページ、第2款事業費におきまして、人事異動による該当職員の変更等により給料・職員手当等をそれぞれ減額いたしました。

第15節工事請負費におきまして、下水道管渠新設工事といたしまして957万3,000円を計上いたしました。

歳入について御説明申し上げます。

62ページへお戻りください。

62ページ、第3款国庫支出金におきまして、公共下水道事業国庫補助金といたしまして800万円を計上いたしました。

第4款繰入金におきまして、一般会計繰入金といたしまして625万9,000円を減額いたしました。

56ページへお戻りください。

56ページ、第2表繰越明許費1件をお願いいたしました。

57ページをお願いいたします。

57ページ、第3表地方債補正変更1件をお願いをいたしました。

次に、67ページをお願いいたします。

67ページ、議案第109号平成25年度足寄町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,916万5,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので省略をさせていただきます。

次に、75ページをお願いいたします。

75ページ、議案第110号平成25年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ590万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,398万円とするものでございます。

歳出から説明を申し上げます。

82ページをお願いいたします。

82ページ、第2款事業費におきまして、人事異動による該当職員の変更により、給料・職員手当等をそれぞれ減額いたしました。

歳入について申し上げます。

80ページへお戻りください。

80ページ、第4款繰入金におきまして、一般会計繰入金といたしまして6,123万7,000円を計上いたしました。

第7款町債におきまして、地方道路等整備事業債といたしまして6,710万円を減額いたしました。町債を廃止し、国からの地域の元気臨時交付金を財源として一般会計から繰り入れするものでございます。

76ページへお戻りください。

76ページ、第2表地方債補正、廃止1件をお願いいたしました。

次に、85ページをお願いいたします。

85ページ、議案第111号平成25年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ112万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,835

万7,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、事業の執行残による減額などが主なものでございますので、説明を省略をさせていただきます。

次に、93ページをお願いいたします。

93ページ、議案第112号平成25年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ607万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億739万6,000円とするものでございます。

98ページをお願いいたします。

歳出でございますが、第2款後期高齢者医療広域連合納付金におきまして、保険料等負担金といたしまして680万2,000円を計上いたしました。

次に、歳入でございますが、第1款後期高齢者医療保険料におきまして、579万2,000円を計上いたしました。

次に、企業会計について御説明申し上げます。

101ページをお願いいたします。

101ページ、議案第113号平成25年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)について、御説明申し上げます。

収益的収入及び支出の総額から3,872万2,000円を減額し、収益的収入及び支出の総額をそれぞれ11億8,827万1,000円とするものでございます。

次に、資本的収入及び支出の総額に資本的収入額42万7,000円、資本的支出額57万円をそれぞれ追加をいたしまして、資本的収入の総額を8,405万2,000円に、資本的支出の総額を1億592万9,000円とするものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対しまして不足する額2,187万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

補正予算の主な内容について申し上げます。

106ページをお願いいたします。

106ページ、収益的収入及び支出でございますが、支出から申し上げます。第1款病院事業費第1項医業費用第1目給与費におきまして、給料、手当、法定福利費をそれぞれ減額をいたしました。

収入について申し上げます。第1款病院事業収益第1項医業収益におきまして、一般入院収益、一般外来収益、救急医療確保経費に対する一般会計負担金をそれぞれ減額いたしました。

第2項医業外収益におきまして、不採算地区病院運営経費に対する一般会計負担金の減額などをいたしました。

108ページをお願いいたします。

108ページ、資本的収入及び支出でございますが、行政報告いたしました十勝メディカルネットワーク事業に伴います予算を計上をいたしました。

102ページへお戻りください。

102ページ、第4条におきまして、議会の議決を経なければ流用することができない経費中、職員給与費から4,059万4,000円を減額し、当該経費の総額を7億2,432万3,000円に変更をお願いするものでございます。

以上で、議案第106号平成25年度足寄町一般会計補正予算(第9号)から議案第113号平成25年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)までの説明とさせていただきます。

御審議のほどをよろしくお願いを申し上げます。

議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、議案第106号平成25年度足寄町一般会計補正予算(第9号)の件の質疑を行います。

16ページをお開きください。

歳出から始めます。款で進めます。

第1款議会費、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 16ページから20ページ、第2款総務費、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 20ページから24ページ、第3款民生費、質疑はございませんか。

7番。

7番(田利正文君) 第3款の民生費20節の扶助費のところですけど、特別母子、それから遺族年金、重度心身障害年金がマイナスになっています。その簡単な説明と、それから冬の生活支援対策費、300世帯対象となっていますが、300世帯の住環境の状況というのでしょうか、それがもしわかりであれば若干お知らせしてほしいと思います。それから、下の新体系定着支援事業給付費についてもちょっと説明をお願いしたいと思います。

議長(吉田敏男君) 答弁、福祉課長。

福祉課長(櫻井光雄君) お答えいたします。

特別母子遺児年金、重度心身障害者年金は既に交付金が交付されておりまして、その執行残を減額をさせていただきました。

冬の生活支援対策費につきましては、住環境の調査をしているかという御質問でありまして、住環境は調べておりません。

それから、新体系定着支援事業給付金、これにつきましては、障害者自立支援対策臨時特例交付金特別対策事業というのが平成24年度で終了しておりまして、平成25年3月分の給付金の部分を本年度、25年度でお支払いをさせていただいておりまして、その残額を減額させていただくものでございます。

以上です。

議長(吉田敏男君) 7番。

7番(田利正文君) 執行残ということは対象者が減ったというふうに捉えていいのでしょうか。

議長(吉田敏男君) 答弁、福祉課長。

福祉課長(櫻井光雄君) 当初予算で計上

している部分につきましては若干多目に見させていただきますいておりますけれども、それぞれ基準日において対象になっている方等々全員に交付させていただきます、その余りがこういった形になっているということでございます。

議長（吉田敏男君）他に、民生費、質疑はございませんか。

8番。

8番（熊澤芳潔君）社会福祉総務費の民生費でございますけれども、冬的生活支援対策事業費300万円についてお聞きをいたします。

この事業につきましては、ことしは特に4月からの値上げ等で生活環境が厳しくなったわけございまして、事業につきましては評価するわけでございますけれども、この事業につきましては何年か続いているわけでございますけれども、その実績についてお聞きしたいと思っておりますけれども、世帯数は行政では把握していると思っておりますので、申請者は何人なのか、また何人が利用したのかどうか、またもし100%利用しないとすれば、その原因と申しますか、内容についてはどのような内容なのかをまずお聞きしたいと思います。

議長（吉田敏男君）答弁、福祉課長。

福祉課長（櫻井光雄君）お答えいたします。

過去の実績についての御質問かと思っております。この事業につきましては、平成20年度と昨年、平成24年度、過去2回実施しております。

平成20年度の灯油価格が高騰してまいまして、このときには120円を超えている価格でございまして、このときには対象者は、高齢者世帯につきましては50世帯に、そして身体障害者世帯につきましては8世帯、母子世帯につきましては8世帯の66世帯に交付されておまして、このときは1世帯当たり2万円を支給しております、132万円の支出となっております。

昨年でございますけれども、昨年は1月1

5日現在の価格が100円を超えているということで、臨時議会で補正予算を組ませていただきまして支給をさせていただいております。このときにつきましては、高齢者世帯が40世帯、身体障害者世帯7世帯、母子世帯が7世帯の合計54世帯が申請されまして、1万円の商品券を交付させていただきまして、支出総額は54万円となっております。以上でございます。

議長（吉田敏男君）答弁漏れありませんか。

（発言する者あり）

議長（吉田敏男君）利用率についてということですが、対象者に対して何人ということでしょう。

若干休憩をいたします。

午前10時33分 休憩

午前10時37分 再開

議長（吉田敏男君）休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

福祉課長、答弁。

福祉課長（櫻井光雄君）お答えいたします。

平成20年度におきましては、150世帯を予定しております、実際に交付されたのは66世帯であります。平成24年度、昨年度におきましても、150世帯を予定していましたが、54世帯という実績となっております。

実際に交付申請、助成の申請がされなかった理由でございますけれども、私ども税情報のほうから情報をいただいております、収入制限の中で一人80万円以下の収入の方を対象とされております。そのほかに、税の申告をされる、課税の申告対象にならない遺族年金、あるいは障害者年金、これらを受けている方については、その収入状況をお示しをしていただいた上で、その上で対象になるかどうかということで判断をさせていただきます。結果、税の申告をされて収入が80万円以下の方であっても、遺族年金ですとか障害者年金、あるいはその他の収入が

あって要件に該当しなかったものと思っております。

予算に対する支給率でございますけれども、平成20年度におきましては44%、平成24年度におきましては36%の執行率となっております。

そういったことで、今年度におきましては要件を緩和させていただきまして、まずは遺族年金、あるいは障害者年金をお受けされている方についても、その部分は収入要件から外させていただいて、あくまでも収入100万円以下ということで、20万円を上げさせていただきました。そういったことで、本年度におきましては、高齢者世帯を260世帯、身体障害者世帯を20世帯、母子世帯を20世帯ということで、300世帯を対象に制度設計をさせていただいております。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 8番。

8番（熊澤芳潔君） 何となくわかったようなあれですけども。いずれにしましても、私、心配しているのは、執行率を見ましても44%、36%、ことしは300世帯ということでございますけれども、町民の皆様申請の段階で十分に本人に行き渡っているのか、この事業が、行き渡っているのかどうかということが心配のことなのですけれども。

この申請のことにつきましては、自己申告か、それとも町のほうからきちんと文書をもって知らせているのか、そこら辺のことについてお聞きしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

福祉課長（櫻井光雄君） 住民への周知方法ですけども、昨年場合は各自治会宛てに回覧文書で周知をさせていただきました。また民生委員さんにお集まりをいただいて、この制度の趣旨を説明させていただいて、該当する、私どもそういった低所得者等の名簿もつくらせていただいておりますから、そういったものを情報を民生委員さんにもお伝えしながら、該当になるような人の部分につい

ては、それぞれ回っていただきながら該当者の発掘といたしますか、対象者をきちんと把握するように努めをさせていただいております。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 8番。

8番（熊澤芳潔君） わかりました。

いずれにしても、このことには秘密保護法みたいな形で大変なのかなと思いますので、民生委員さんも必要不可欠な部分もありますけれども、やはり町直接、やはりこういう事業につきましては文書をもってやらないとやはりいろいろな漏れが出るのかなという気がいたしますので、そこら辺のことはそういうことで十分に本人に行き渡るような形をお願いをしたいと思います。

次に、1万円の金額につきましてお伺いいたします。

先ほど言いましたように、4月から食料品、また公共料金、また介護保険の値上げということで、高齢者等が多いかと思っておりますので、また灯油につきましては、先ほど言いましたように104円ということでございまして、2009年12月には約70円だったのでございますけれども、ことしは104円ということで大幅な値上げでございます。それから、収入につきましては、こちらにつきましては年金または生活保護費の引き下げということでダブルパンチを受けたような状態で、生活には大変困窮しているというような形に値するのかなという気がいたしますので。

次に、収入につきまして、若干またデータのちょっとお伺いしたいのですけれども、この収入ですけども、分析できるかどうかちょっとお聞きしたいのですけれども、収入が100万円以下ということでございますので、では収入が30万円以下の世帯が何世帯なのか、また30万円以上50万円世帯が何世帯なのか、50万円以上70万円以下の世帯が何人なのか、70万円以上100万円以下の世帯が何人なのか。なぜ聞くのかといいますと、1万円の金額についてのちょっと参

考にしたいために、できればお聞きしたいと思えます。

議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

福祉課長（櫻井光雄君） 今、御質問があった件については、改めてデータを収入金額別にコンピューター上で出していただくしなくて、調べておりませんので御容赦をいただきたいなと思えます。

議長（吉田敏男君） 今のお答えでよろしいですか。

8番。

8番（熊澤芳潔君） 私、なぜこれを聞くかといいますと、高齢者の方で100万円以下となりますと、恐らく100万円ではなくて60万円から70万円の方が多いのかなという気がします。その金額であるとするれば、この生活支援対策ということについて値するのかなと。まだまだやはり温かい手を差し伸べる必要があるのではないかなという気がするのですけれども、そこら辺のことについてはどうでしょうかね。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） この支援対策の制度といいますか、制度設計上の問題になるのですよね。先程来から福祉課長が説明しているとおり、大前提の基準というのを収入に置きましょうと。この収入についても従来は、税情報でいきますと収入というのは先ほどから言っているとおり遺族年金だとか障害者年金は含まれないのですよ。ですから、これは一応こうすることで従来は80万円以下の世帯については基本的には該当させますよと。福祉課のほうでもその他の収入というのはちょっと情報としてはありませんから、ただし書きでそういったことも含めて、こういう別な収入のある方については該当しない場合もありますよというような、だから非常に難しかったのです、今までが。そのところを今年度からは、まず80万円を100万円に引き上げて、そしてそういった、これまでは除外していたものはそれはもうお構いなしと。平たく言いますと。ですから、あくまで

も税情報でいう収入が100万円以下の方は全て対象としましょうという、こういうことなのですよ。

それともう一つ議員が言われている、高齢者の方も含めて、収入の階層によっては当然その困窮度も違ふと。これはそのとおりだというふうに思っているのですけれども、ただ、制度設計上、これを事細かくやるというのは極めて難しいことだなというふうに思っているのですよ。ですから一応基本的には収入ということにしていますけれども、ひょっとしたら中には、収入はゼロだけれども蓄えがたくさんあるという方もいらっしゃるのだと思うのです。でも、そういったことは細かくというのは、これは正直言って不可能に近いことだなというふうに思っているのです。そこで制度設計上、これは我が町だけではありませんけれども、それぞれこういう対策を打っているところについては、一番大前提となる制度設計のもと、これはあくまでも収入基準でいきましょうと。あとはそれぞれの町村の考え方で、先ほどから説明しているとおり、この部分はどうするだとか、除外しようだとか、いやこれも入れようだとか、そういうことがあるものですから、そのようなことでぜひ御理解をいただきたいなというふうに思えます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 8番。

8番（熊澤芳潔君） わかりました。そういう細かいことまである程度根拠としてやっておられるということであれば、若干わかりますけれども。

ただ、いずれにしましても、ことしは特別な年であったのかなと私は気がします。それで今後に向けて、やはりこれだけ300世帯もそういった方がいるということは大変なことだなというふうに思いますので、なおよりよい事業の内容として見ていただけるような形で進めていただきたいということをお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） 他に、第3款民生

費、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 次に、24ページから26ページ。第4款衛生費、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 次に、第5款労働費、質疑はございませんか。

7番。

7番(田利正文君) 5款のところの単身者住宅管理費とありますが、この単身者住宅というのは町職員の単身者のための町の住宅でいいのでしょうか。そうであれば、どこに何ぼあるのかというのを、僕、知りたいのですけれども。

議長(吉田敏男君) 答弁、総務課長。

総務課長(渡辺俊一君) 単身者勤労者住宅、これについては町職員が入る職員の住宅ではございません。小学校の東側に3棟ございます単身者の勤労者の住宅ということでございます。

以上でございます。

議長(吉田敏男君) 7番。

7番(田利正文君) 一般町民が入る単身者の住宅という意味ですね。わかりました。

議長(吉田敏男君) 他に、労働費、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 次に、26ページから28ページ、第6款農林水産業費、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 次に、第7款商工費、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 30ページから34ページ、第8款土木費、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 第9款消防費、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 34ページから38ページ、第10款教育費、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 歳出総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 8ページにお戻りください。

歳入に入ります。8ページから15ページ、歳入一括で行います。質疑はございませんか。

9番。

9番(井脇昌美君) 小さなことなのですが、かなり町民の人が関心を結構持っていることで。実は生産物売払収入と、木苺の件ですね。以前にも新聞にもいろいろなことで問われて、また聞くところによると、町長との懇談会の中でも一般の町民から質疑も出たようなのですけれども、今回の樹木の売り払い収入、金額的にはこの金額云々でこれは理解するのですけれども、木苺の売却収入、これも理解するところなのですけれども、一体この木苺の生産、また土地と樹木の売り払い等も含めて、どの辺、町として維持を今後考えているのか、ちょっと一連のあれを細かく必要ないですから、今の現況も含めて説明していただきたいのです。

議長(吉田敏男君) 答弁、副町長。

副町長(田中幸壽君) お答えをいたします。

木苺のここでは歳入の売払収入でございますけれども、ちょっと長くなりますけれども、若干、木苺畑の沿革についてから説明をさせていただきますけれども、もともとは樹芸樹木園地ということで、これは昭和48年に条例で定めておりますけれども、観賞用の樹芸樹木の育成を目的として樹芸樹木園地事業ということで、自然休養村事業ということで具体的にはそういった事業で整備しております、48年から。現実には平成10年にこの樹芸樹木園地事業というのは中止をした

わけでございます。ただ、樹芸樹木園地の生産は中止をしたけども、今現在、冒頭申し上げた条例はそのまま残っているわけで、この条例がなぜ残ったかという、補助事業等々の耐用年数の関係等々で条例廃止ができなかったということでございます。

それとはまたもう一つあるのが、木苺栽培の関係でございますけれども、全体で樹芸樹木園地というのは4.6ヘクタールぐらいの面積を保有しております。その中に0.4ヘクタールの木苺畑というのがございまして、平成2年にこの栽培というのは始まったという経過になっておりまして、今現在続いているということでありまして、この間、木苺に関しては、平成4年から平成13年度までは木苺のリキュールを生産といたしますか、リキュール愛冠という名称で、こういったリキュール酒を販売をしておりました。さらに、平成14年から17年までなのですが、木苺を使ってワインを販売していたと、そういった歴史的経過がございます。そういった部分で木苺畑だけは継続をしてきたところであります。

ところが、最終的に平成17年に、木苺のリキュールについては13年、ワインについては17年ですから、それ以降は一般会計の総務で管理をしていたわけですが、木苺の管理も平成16年に中止をしております。それ以降、平成18年になって町内の民間の事業者のほうから木苺の購入等々があったものですから、18年間から2年間休んだのですけれども、18年から、言葉悪いですが、細々と木苺畑0.4ヘクタールを維持しているというのが現状であります。

ここに来て、園地が事業を中止をしてもう15年たちますので、4.6ヘクタールの総面積を有していますが、いわゆる雑木等々が自然的に大きくなって、土地がもう荒廃しているということで、いずれにしてもこのままの状態では置けないということで、いろいろ内部でも協議をしてきたところでありますけれども、今現在、雑木を整理をすると

ということで、とりあえず雑木整理をしようということで、そういった作業をしておりますけれども、そういった中で十勝管内の企業の方から一定の提案がされました。というのは、今現在ある0.4ヘクタールの木苺畑を数年かけて4.6ヘクタール全体に拡大をして木苺栽培をしたいと。さらには、栽培の木苺をどう利用、利活用なのであるけれども、基本的には自社で製品開発をして販売をする。さらには、今、既に苺ジャム等の生産はしているようでありまして、畑の拡張に伴って、場合によっては大手の乳業業者とタイアップして木苺ヨーグルト等の生産をしたいとか、あそこの施設というのは、畑敷地だけではなくて、倉庫ですとか温泉、これは耐用年数は確かに過ぎているのですけれども、そういったものも将来利活用して現地販売をしたり、花の栽培をしたり、そういった企画書が出されました、実は。それで、今、検討しているところでありますけれども、3月までに向けて来年度予算といたしますか、来年の3月定例議会までに一定の内部検討をして、行政としての方向づけを議会に対してもお示しをしたいということで、今、作業中でありまして。

4.6ヘクタールの町有地、遊休財産になっておりますので、私どもとしては、その事業者が事業を展開することによって雇用の促進であり、さらに木苺でこの間リキュール酒とかワインとかいろいろやってきたのですけれども、それ以上の効果が出せるということであれば、十分この企画書というのは検討に値するのだろうということで、前向きに受けとめておりますので、若干時間かかりますけれども、来年年明けには議会のほうにも一定程度方向性を明らかにして、一定の議論をしていただきたいなということで私どもも考えているところであります。

ちょっと経過が長くなって申しわけありませんけれども、そういったことで、あの木苺を突然やめると、そういったことで考えているのではございませんので、もうちょっと生

産性拡大をしていくというような方向で。ただ、行政が主体的になってやるという方向ではなかなか、この時代背景の中で行政が営利を目的にというのはなかなか苦戦をしておりますので、そういったことも十分考慮しながら対応してまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 9番。

9番（井脇昌美君） わかりました。

行政が主体ということには、私はもちろんこの経過からいったらならないと思いますし、町有地のいわば遊休財産としての行政がしっかりとした借地者と、利活用のことは借地者の考えですから、これは町が一々どうこうということですね。今後、今、0.4ヘクタールの木苺が植栽されている中で、将来的には全部、遊休地の4.6ヘクタールが借地していただけるのであれば、これはもう利にかなったありがたいことで、その辺のいわば、今、樹木が散乱としているという、いろいろな雑草も生えている状態だと思うのですけれども、そのこともやはり美化につながることで、その辺の契約等をしっかりと新しい年度に、そのことを協議していると言うものですから、十分その辺も契約の一端にきちんと結んでいただいて、そして、いろいろな中で、これ町有地ですから、またそれなりの値する借地者があらわれるというのは、これはある件よろしいことですから、その辺しっかりと協議して進めていただきたいと思います。

議長（吉田敏男君） 他に、質疑はありませんか。

7番。

7番（田利正文君） 15款ですけれども、5節です。工業統計・商業統計調査、それから農林業と経済のセンサス、これについて若干説明願えますか。

議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

総務課長（渡辺俊一君） 第15款道支出金の統計調査等道委託金の関係でございます

が、これにつきましては、統計調査を道から委託金をいただいて、それで統計調査を行っているということでありまして、実際その統計調査をやっていただく調査員の方たちの報酬等、そういうものを支出しております。あと若干の事務費というか、需用費等を支出しております、そういったものをこの委託金の中で賄っているという状況であります。

今回それぞれの統計調査をやって、実際にかかった経費があるわけですがけれども、そういったことで実際歳出のほうでも減額しておりますけれども、その収入であるこの委託金についても減額をしているという中身でございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 7番。

7番（田利正文君） 下のセンサスのほうは同じですか。

議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

総務課長（渡辺俊一君） 経済センサスも同じであります。統計調査の一環というか、同じような中身でこの委託金についても減額、それから調査区管理については1,000円の増額というぐあいになっているところであります。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 他に、質疑はありませんか。

7番。

7番（田利正文君） 15ページの21款過疎対策のところのバイオマスエネルギーセンター導入可能性調査について、中身について簡単で結構ですが。

議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

経済課長（岩原 栄君） バイオマスエネルギーセンター導入可能性調査の内容でございますけれども、現在進めているのは家畜ふん尿をもとにしたメタンガスを発酵したエネルギーの活用ということでのバイオマスプラントが本町における導入に可能かどうかということの調査でございます、その調査を本年度やらせていただいているという内容でござ

ざいます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 収入の総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。11時20分スタートといたします。

午前11時08分 休憩

午前11時19分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

8番熊澤芳潔君から先ほどの質疑中の発言の訂正の申し出がありましたので、これを許します。

8番。

8番（熊澤芳潔君） 先ほどの再質問の中で秘密保護法という言葉を出したと思えますけれども、個人情報保護法の言葉でございますのでよろしく対応をお願いいたします。

議長（吉田敏男君） 次に、4ページにお戻りください。

第2表繰越明許費4件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 第3表地方債補正、廃止1件、変更2件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 全体に対する総括はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第106号平成25年度足寄町一般会計補正予算（第9号）の件を採決

をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第106号平成25年度足寄町一般会計補正予算（第9号）の件は、原案のとおり可決されました。

41ページをお開きください。

これから、議案第107号平成25年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の件の質疑を行います。

46ページから53ページ、歳入歳出一括で行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 総括、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第107号平成25年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の件の採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第107号平成25年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の件は、原案のとおり可決されました。

55ページをお開きください。

これから、議案第108号平成25年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第2

号)の件の質疑を行います。

62ページから65ページ、歳入歳出一括で行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 56ページにお戻りください。

第2表繰越明許費1件、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 57ページ、第3表地方債補正、変更1件、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 総括、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第108号平成25年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第108号平成25年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決されました。

67ページをお開きください。

これから、議案第109号平成25年度足寄町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件の質疑を行います。

72ページ、歳入歳出一括で行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 総括、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第109号平成25年度足寄町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定するに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第109号平成25年度足寄町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決されました。

75ページをお開きください。

これから、議案第110号平成25年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)の件の質疑を行います。

80ページから83ページ、歳入歳出一括で行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 76ページにお戻りください。第2表地方債補正、廃止1件、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 総括、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第110号平成25年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第110号平成25年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)の件は原案のとおり可決されました。

85ページをお開きください。

これから、議案第111号平成25年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)の件の質疑を行います。

90ページ、歳入歳出一括で行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 総括、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第111号平成25年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第111号平成25年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決されました。

93ページをお開きください。

これから、議案第112号平成25年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の件の質疑を行います。

98ページ、歳入歳出一括で行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 総括、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第112号平成25年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第112号平成25年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決されました。

101ページをお開きください。

これから、議案第113号平成25年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)の件の質疑を行います。

106ページから108ページ、収益的収入及び支出一括で行います。質疑はございませんか。

9番。

9番（井脇昌美君） この十勝メディカルネットワークという、町長の行政報告にも出されました。これは本当に評価するところでもあるのです。その中で、この費用は端末専用のソフトのパソコンの費用だという説明をしていただいて、このことにはあれなのですけれども。まず、率直に管内で何町村ぐらい、これ加盟しているのですか。

議長（吉田敏男君） 答弁、病院事務長。

国民健康保険病院事務長（對馬邦彦君） 十勝メディカルネットワークについての御質問でございますけれども、行政報告のほうにもあったかと思うのですけれども、十勝管内60の医療機関が、今、参画を予定しているということでございます。それで、帯広市内の6の医療機関がいわゆる公開型ということで情報提供をいたしまして、十勝管内それ以外のところで60の医療機関が参照型として登録をするということで参画を予定しております。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 9番。

9番（井脇昌美君） わかりました。

そのほうの事務長のおっしゃるのはわかったのですけれど、町村ですよ。町村がここに何名ぐらい加入しているのですかという、私は問うたような気がするのですけれど。そちらの説明もいただいたのはわかります。

議長（吉田敏男君） 病院事務長、答弁。

国民健康保険病院事務長（對馬邦彦君） お答えします。失礼いたしました。

管内の自治体病院が何町村加入しているかという質問でございますけれども、実際に幾つの病院がこれに参画するかというところは実際押さえておりません。

議長（吉田敏男君） 9番。

9番（井脇昌美君） わかりました。

何を今、聞こうとしているかということが、ちょっと考えすぎかもしれないのですが、ある自治体の議員からちょっとこの話があって、協力する将来的にも関係がこのこと

で出てくるのかなというクエスチョンマークなのですけれど、近々総合病院の厚生病院が移転しますね。その移転で恐らくその自治体は助成も考えてそういうことでこの会があるのだけれどと。だから、このメディカルネットワークに協力加盟したことが、そのことも将来的に先のことですけれど、助成も含めた中で発生するのか、そういうことも考えられるのかと、そういうことをお聞きしたいのです、実は。そのことが加盟することによって厚生病院の移転等に費用の助成ということも考えられるのだけれどどうなのだろう、足寄さんはどうなのですかと問われたから、いや全然わかりませんよというお話しまではあれしたのですけれど、その辺どうですか。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

これまで新聞報道されております、厚生病院の移転にかかわる私ども自治体に対する支援要請というのは来ておりますけれども、そのこととこのメディカルネットワーク事業は全く関係がございません。

先ほど事務長がお答えしたとおり、帯広の基幹病院といいましょうか、五つの病院を核として、そこでいろいろな検査等々を含めた情報をやり取りできるというシステムだということでございますので、全くそちらのほうとは関係ございません。

議長（吉田敏男君） 他に、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 102ページにお戻りください。

第4条予算第8条に定めた経費、職員給与費について、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 総括、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わ

ります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第113号平成25年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第113号平成25年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩中に、議会運営委員会の開催をお願いをいたします。

昼食の時間に入りますので、1時再開いたします。

午前 11時38分 休憩

午後 1時00分 再開

議運結果報告

議長(吉田敏男君) 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 高道洋子君。

議会運営委員会委員長(高道洋子君) ただいま開催されました議会運営委員会の協議の結果を報告します。

これより、本日の日程に追加し、議案第114号と、意見書案第7号から意見書案第9号までを即決で審議いたします。

次に、総務産業常任委員会からの所管事務調査期限の延期について、文教厚生常任委員会、広報広聴常任委員会、議会運営委員会か

らの閉会中継続調査申出書について審議いたします。

以上で、本定例会における議案書等の審議は、本日をもってすべて終了する予定であります。

以上で報告を終わります。

議長(吉田敏男君) これにて、委員長の報告を終わります。

日程追加の議決

議長(吉田敏男君) お諮りをいたします。

足寄町議会総合条例第45条の規定により、追加議案を別紙追加議事日程のとおり日程に追加し、審議することにしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり日程に追加し、審議することに決定をいたしました。

議案第114号

議長(吉田敏男君) 追加日程第1 議案第114号平成25年度足寄町一般会計補正予算(第10号)の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 安久津勝彦君。

町長(安久津勝彦君) ただいま議題となりました議案第114号平成25年度足寄町一般会計補正予算(第10号)について、提案理由を御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万3,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億6,726万円とするものでございます。

6ページをお願いします。補正予算の内容でございますが、足寄町農業協同組合が農業者に貸し付けをする畜産経営改善緊急支援資金利子補給費にかかわる補正でございます。

この関連で2ページへお戻りいただきたいというふうに思います。この関連で、第2表において、債務負担行為補正、追加1件というところでお願いをいたしました。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、議案第114号平成25年度足寄町一般会計補正予算（第10号）の件の質疑を行います。

6ページをお開きください。

歳入歳出一括で行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 2ページにお戻りください。

第2表債務負担行為補正、追加1件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 全体に対する総括、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第114号平成25年度足寄町一般会計補正予算（第10号）の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第114号平成25年度足寄町一般会計補正予算（第10号）の件は、原案のとおり可決されました。

意見書案第7号

議長（吉田敏男君） 追加日程第2 意見書案第7号高規格幹線道路整備促進に関する意見書の件を議題といたします。

本件につきましては、条例第65条第3項の規定によりまして、提案理由の説明を省略をいたします。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第7号高規格幹線道路整備促進に関する意見書の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 8番は反対ですね。

起立、多数です。

したがって、意見書案第7号高規格幹線道路整備促進に関する意見書の件は、原案のとおり可決されました。

意見書案第8号

議長（吉田敏男君） 追加日程第3 意見書案第8号平成26年度畜産物価格決定等に関する要望意見書の件を議題といたします。

本件につきましては、条例第65条第3項の規定により、提案理由の説明を省略をいたします。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第8号平成26年度畜産物価格決定等に関する要望意見書の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、意見書案第8号平成26年度畜産物価格決定等に関する要望意見書の件は、原案のとおり可決されました。

意見書案第9号

議長（吉田敏男君） 追加日程第4 意見書案第9号中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める意見書の件を議題といたします。

本件につきましては、条例第65条第3項の規定により、提案理由の説明を省略をいたしたいと思います。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第9号中国による防空

識別圏の設定の即時撤回を求める意見書の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、意見書案第9号中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。

所管事務調査期限の延期

議長（吉田敏男君） 追加日程5 所管事務調査期限の延期についての件を議題といたします。

総務産業常任委員会に付託中の所管事務調査については、調査が終わらないので、同委員会から次期定例会まで期限を延期されたいとの要求がありました。

お諮りをいたします。

委員会の要求のとおり、期限を延期することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、総務産業常任委員会に付託中の所管事務調査について、調査の期限を委員会の要求のとおり次期定例会まで延期することに決定をいたしました。

閉会中継続調査申出書

議長（吉田敏男君） 追加日程6 閉会中の継続調査申し出の件を議題といたします。

文教厚生常任委員会、広報広聴常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、総合条例第136条の規定によって、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

会期中閉会の議決

議長（吉田敏男君） お諮りをいたします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了をいたしました。

したがって、総合条例第28条の規定によって、本日で閉会をしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定をいたしました。

閉会宣告

議長（吉田敏男君） これで、本日の会議を閉じます。

平成25年第4回足寄町議会定例会を閉会いたします。

午後 1時13分 閉会